

▶特別職職員の就任
**教育委員会委員、固定資産
 評価審査委員会委員に各氏**

お知らせ
 ★教育総務課☎25-1182・監査委員事務局☎25-1187

●教育委員会委員

教育委員会委員に、今井邦枝氏が就任されました。任期は、令和7年2月17日までです。



今井 邦枝 氏

●固定資産評価審査委員会委員

固定資産評価審査委員会委員に次の3名が就任されました。任期は令和6年2月20日までです。



駒澤 三郎 氏



三宅 健吉 氏



茂木 すみ江 氏

▶差別や偏見が解消される社会を目指して



本庄市パートナーシップ宣誓制度を開始します

お知らせ

★市民活動推進課☎25-1118

市では、皆さん一人ひとりの人権が尊重され、性別、国籍や障害の有無に関係なく、いきいきと暮らすことのできる豊かなまちづくりを目指しています。

その取り組みの一つとして、LGBT（※）などの性的マイノリティの方々の不安や生きづらさの軽減、差別や偏見が解消される社会の実現のため、「本庄市パートナーシップ宣誓制度」を4月1日から開始します。

●パートナーシップ宣誓制度

双方または一方が性的マイノリティである2人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活で協力し合うことを約束した関係であることを宣誓するのを受け、市が「パートナーシップ宣誓証明書」を交付します。婚姻制度とは異なり、法的な義務・権利は伴いませんが、パートナーシップ宣誓者は家族

と同等の関係として扱うなど、性的マイノリティ当事者に対する社会的理解が進むことが期待されます。

●宣誓ができる方 次のすべてに該当する方

- ①双方が成年であること
 - ②市内に住所を有する、または市内への転入を予定している
 - ③双方に配偶者がいない
 - ④他の方とパートナーシップの宣誓をしていない
 - ⑤双方が近親者でない（養子縁組を除く）
- 宣誓には事前の予約が必要です。詳しくは、☎または市民活動推進課でご確認ください。

※LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）…レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせて作られた言葉です。性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称の一つとして用いられます。

▶令和3年度
市役所の組織変更

お知らせ
 ★企画課☎25-1157

4月1日から市役所組織の一部を次のとおり変更しました。

●係の名称変更

- 新 市民活動推進課 多文化共生係
- 旧 市民活動推進課 人権推進・男女共同参画係

●係の統合

市民活動推進課多文化共生係と秘書課国際交流係を統合

●係の廃止

秘書課 国際交流係

▶若い方の住宅取得を応援
**令和3年度
 本庄市住まいる応援金のご案内**

お知らせ
 ★広報課☎25-1614

「本庄市住まいる応援金」は、移住・定住人口の増加を図るため、市外から転入した若い方のマイホーム取得を応援する制度です。令和3年度分の申請受付は5月から開始します。対象要件等をご確認のうえ、申請してください。

●対象 次の要件を全て満たす方

- 住宅所有者またはその配偶者のいずれかの方が次の項目にすべて該当している
 - ・令和2年1月2日～令和3年1月1日の間に本市に初めて住宅を取得
 - ・本庄市に平成27年1月2日以降に転入し、かつ転入日より1年前までの間に本庄市に住民登録がない
 - ・本庄市に転入した日から5年以内に住宅を取得している
 - ・住宅所有者または配偶者が住宅取得日に40歳以下
- ※住宅取得とは、所有権保存（移転）登記をすることを指します。
- 住宅所有者が住まいる応援金の交付申請日までに住宅所在地に住民登録をしている
- 住宅所有者に市税に滞納がない
- 過去に本庄市住まいる応援金の交付を受けたことがない

●対象住宅 新築住宅（建築・購入）・中古住宅
 ※相続等で取得し、リフォーム等の費用を要した場合も対象となります。

●交付金額 20万円（加算要件に該当で最高43万円）
 ※次の加算要件に該当している場合は、基本額の20万円にそれぞれの金額が加算されます。

- ①JR本庄早稲田駅から定期券により新幹線で通勤…上限12万円
- ②所有者が申請時に三世代同居している…5万円
- ③親が市内に在住または生計を一にする中学生以下の子がいる…2万円
- ④市内に本社がある建築業者・不動産業者を利用して住宅を取得…2万円
- ⑤市内に本店または支店がある金融機関で住宅ローンを利用…2万円

●申請 初めて住宅の所有者の名義で取得した住宅

の固定資産税課税明細書が発行された日（5月頃）から令和4年2月28日(月)までに申請書類を揃えて郵送または直接広報課（市役所3階）へ（必着）

郵送先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3
 本庄市役所広報課魅力創造係

●申請書類

- 広報課及び☎で配付しています。
- ＜＜申請者全員が提出＞＞
- 本庄市住まいる応援金交付申請書
- 誓約書及び同意書
- 転入者が、転入の日からその1年前までの間に本庄市に住民登録がないことが確認できる書類（戸籍の附票等）
- 工事請負契約書の写しまたは売買契約書の写し
- 建物の登記事項証明書の写し

＜＜加算要件①の該当者＞＞

- 就労及び通勤手当等支給額証明書
- 新幹線定期券の写し等

＜＜加算要件②の該当者＞＞

- 本庄市住まいる応援金世帯調査書
- 親または子との親子関係を証明できる書類（戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本）

○同居する方の住民票

○取得した住宅の建物平面図

＜＜加算要件③の該当者＞＞

- ※申請者と同一世帯の場合は提出不要。
- 親または子との親子関係を証明できる書類（戸籍全部事項証明書または戸籍謄本）
- 親が市内に居住していることが確認できる書類（親の住民票の写し）

＜＜加算要件⑤の該当者＞＞

- 金銭消費貸借契約書の写しまたは住宅ローンの契約内容を記載した書類

＜＜住宅取得費用が20万円未満でリフォーム費用を含め申請する場合＞＞

- リフォーム工事代金の領収書の写し

住まいる応援金のご案内▶

